



島根県報

令和4年8月16日（火）

号外第90号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第572号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|---|-----------------|-------------------------|----------------|--|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 揖屋停車場線 | 松江市東出雲町揖屋 3553番21地先から同 3539番4地先まで | 前 A | メートル 13.00～ 16.00 | メートル 236.00 | 松江県土整備 事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ |
| | | | A | 13.00～ 16.00 | 236.00 | |
| | | 後 B | 13.00～ 15.00 | 705.00 | | |
| | | 松江市東出雲町揖屋 3553番21地先から同 2511番1地先まで | | | | |